

名古屋市妊産婦等生活援助事業業務委託に係る
公募型プロポーザル実施公告

次のとおり公募を行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 7年 7月 4日

契約事務受任者
名古屋市子ども青少年局長
佐藤 誠司

1 業務の概要

(1) 業務名

名古屋市妊産婦等生活援助事業業務委託

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 履行期間（地方自治法第 234条の 3に基づく長期継続契約）

令和 7年12月 1日から令和 9年 3月31日

(4) 契約上限金額（第二種社会福祉事業に該当のため消費税等非課税）

契約期間全体の委託金額（上限額） 53,664,000円

（内訳）

令和 7年度

年額13,416,000円

令和 8年度

年額40,248,000円

2 参加資格

本公募に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 法人格

ア 法人格を有する団体（以下「法人」という。）または法人を代表者とする複数の団体（法人格を有しないものを含む。）による共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

イ 法人及びコンソーシアムを構成する団体は法人設立後2年以上経過している者、または法人設立後2年未満の者で、かつ下記の要件を満たす団体として2年以上の活動実績を有するものであること。

①団体としての規約があること

②事業計画書及び事業報告書が作成されていること

③団体としての決算を行っていること

ただし、コンソーシアムの構成団体であって、代表者である法人以外の団体については、この限りではない。

(2) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」と

いう。)と当該組合の組合員との双方が同時に本公募に参加しようとし
ないものであること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本
公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただ
し、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明
を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、
上記にかかわらず本公募に参加することができる。

カ 本公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の期間がない者
であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本公
告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の措置要件に該当す
る行為を行っていない者であること。

キ 本公告の日から契約候補者の決定までの間に「名古屋市が行う契約等
からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付
け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）」及び「名古屋市が行う調
達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第
103号）」に基づく排除措置の期間がない者であること。

ク 法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していな
いこと。

ケ 労働基準法（昭和22年法律第49号）を始めとする労働関係法令の違反
により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政処分を除
く。）を受けてから1年を経過しない者でないこと。

コ 法人の代表者又は役員等に、次の各号に該当するものがないこと。

① 破産者で復権を得ない者

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けること
ができなくなった日から 2年を経過しない者

3 参加手続

(1) 契約に関する事務を担当する部署及び問い合わせ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課

(名古屋市役所本庁舎 2階)

電話 052-972-4655 FAX 052-972-4419

メールアドレス a2629@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(2) 本公募に係る募集要項等の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードすること。

アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

(3) 質問回答

実施公告及び仕様書等に対し質問しようとする者は、質問票（様式は募集要項を参照）に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること。

ア 受付場所

(1)に同じ

イ 質問期間

令和 7年 7月 4日から令和 7年 7月11日まで

ウ 回答期限

令和 7年 7月18日

エ 留意事項

(ア) 質問に対する回答は、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、調達情報サービスにおいて閲覧に供する。

(イ) 質問に対する回答にあわせて仕様書の補足資料等が掲載されることがあるため、企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）の提出前に調達情報サービスを必ず確認すること。

(ウ) 上記(ア)に加え、質問者に対しては、個別に電子メールにより回答する。

(4) 企画提案書等の提出期間等

ア 提出場所

(1)に同じ

イ 提出期間

令和 7年 7月18日 9時00分から令和 7年8月22日17時00分まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く。）

ウ 提出方法

持参

なお、全ての提出書類は、同一の方法により、かつ、同時に提出すること。また、応募書類の確認をするため、必ず前日までに持参日時を電話連絡の上、持参すること。

エ 提出書類の取扱い

(ア) 提出された企画提案書等は、本公募における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(ロ) 次のいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。

- a 本公告に示した参加資格を有しない者が提出した企画提案書等
- b 記入事項を判読できない企画提案書等
- c 虚偽の事項が記載された企画提案書等
- d 契約上限金額を超過した金額を記載した企画提案書等
- e 不正な利益を図る目的で評価委員と接触した者が提出した企画提案書等
- f 上記イの提出期間内に提出されなかった企画提案書等
- g その他本公告等に定める条件に違反した企画提案書等

(ハ) 上記イの提出期間経過後は、提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。ただし、本市から指示があった場合を除く。

(ニ) 企画提案書等の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。なお、この追加書類についても、既に提出を受けた企画提案書等と同様に取り扱う。

(ホ) 企画提案書の著作権は提案者に帰属することとする。ただし、当該企画提案書は名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は企画提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

(ヘ) 企画提案書の作成にあたって著作権及び特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、そ

の結果生じた責任は提案者が負う。

4 提出書類及び作成に当たっての注意事項

(1) 提出書類

別紙「名古屋市妊産婦等生活援助事業業務委託者募集要項」のとおり

(2) 作成に当たっての注意事項

下記のとおりとする。なお、詳細については募集要項を参照すること。

ア 企画提案書

(ア) 正本（1部）及び副本（7部）の合計 8部を作成すること。

(イ) 副本には事業者名が特定できるような表示や表現を記載しないこと。

(ウ) 提案者 1者につき 1提案に限ること。

イ 見積書

見積金額の内訳が分かる書類（積算内訳書）を添付したうえで提出すること。

5 審査及び契約候補者の選定方法

応募のあった団体について、外部の評価委員による能力や提案内容の評価を踏まえて候補団体を選定する。

提出された応募書類の内容について適正に審査するため、提案内容の補足や確認を行うことを目的としてプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

開催日時等の詳細については、応募団体へ別途通知する。

提案者が1者のみであった場合でも本公募は成立するものとする。

6 審査結果の通知及び結果の公表

(1) 審査結果は、企画提案書等を提出した全ての提案者に対して通知する。

(2) 全ての提案者の順位及び評価点数を含む審査結果は、名古屋市ホームページにおける調達情報サービスの「随意契約の内容の公表」において公表する。

7 審査結果理由の説明

審査結果の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7日（休日を除く。）以内に、当該審査結果の理由（以下「選定理由等」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

(1) 受付場所

3(1) に同じ

(2) 受付時間

9時00分から17時00分まで（正午から13時までの間は除く）

(3) 書面の提出方法

持参

(4) 説明に対する回答

説明に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対して書面で行う。なお、書面にて回答を行った後においては、再度の選定理由等の説明請求は受け付けない。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金の納付義務

有

ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 企画提案書等の作成など提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 本公募の提案者が本市から受領した書類は、本市の承諾なく公表又は使用してはならない。

(6) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、書面（様式は自由。）により

届け出ること。

- (7) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (8) 契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本市が認める場合はこの限りではない。
- (9) 契約内容の履行にあたっては、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (10) 提案者が 1 者のみであった場合でも本公募は成立するものとする。
- (11) この契約において、談合その他の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、「談合その他の不正行為に係る賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- (12) 談合情報が寄せられた場合は、本公募を中止することがある。
- (13) その他詳細については、募集要項によるものとする。